

タイトル	『八幡宇佐宮御託宣集』編纂の意図をめぐる試案 - 八幡神が殺すこと の変容とその意味 -
著者	片岡, 耕平; KATAOKA, Kohei
引用	北海学園大学人文論集(80): 43-71
発行日	2026-03-31

# 『八幡宇佐宮御託宣集』編纂の意図をめぐる試案 — 〈八幡神が殺すこと〉の変容とその意味 —

片岡耕平

## はじめに

『八幡宇佐宮御託宣集』（以下、『託宣集』とする）は、宇佐八幡宮（以下、宇佐宮とする）の神宮寺である弥勒寺の学僧神吽によって編まれた<sup>(1)</sup>。動機は、源平の争乱が佳境を迎えようとしていた元暦元（1184）年7月、平氏に反旗を翻した豊後国大野郡緒方荘の荘官白杵惟栄・白杵惟隆らの狼藉によって散逸してしまった記録類・文書類の欠を補い、「霊廟」の「道德」を「興」すことにあったという<sup>(2)</sup>。折々に発せられた八幡神の託宣を軸に、関連する正史・法令・説話などを添えながら八幡神出現の経緯を含む宇佐宮の歴史を辿っている。編纂には、正応3（1290）年2月から正和2（1313）年8月までの約23年の年月を要したようである<sup>(3)</sup>。

主役である八幡神は、『続日本紀』に突如として登場する<sup>(4)</sup> いわば後発の神でありながら、東大寺大仏の開眼供養<sup>(5)</sup>や道鏡の皇位継承<sup>(6)</sup>といった国家の重大局面に鍵を握る存在として姿を現す。加えて、仏教に帰依し、仏と習合した神の代表格と目されてもいる。政治史ならびに思想・文化史の研究者たちの興味を惹くのは必然であった。中でもとりわけ関心を集めたのがこの神の起源・正体であり、『託宣集』はそれを物語る数少ない現存史料の1つである。『託宣集』はまず、八幡神の起源・正体を解き明かす拠りどころとして利用されてきた<sup>(7)</sup>。

かたや『託宣集』そのものを対象とする研究ももちろんある。この方法の基礎を築いたのが藺田香融氏<sup>(8)</sup>であることは、衆目が一致するところであろう。氏は、鎌倉時代末の宇佐宮ならびに宇佐宮領荘園を取り巻く状

況から説き起こし、神々のそれらへの関与の仕方や人となりを目配りしながら、『託宣集』の成立事情へと筆を進めた。成立事情をめぐる言及は、その後、書誌情報の拡充へとつながっていく<sup>(9)</sup>。また、編纂当時の社会情勢やそこから生まれる時代精神とでも呼ぶべきものを反映した書として捉える姿勢は、桜井好朗氏<sup>(10)</sup>あるいは村田真一氏<sup>(11)</sup>へと受け継がれ、文脈の把握に有効と思われる視角の提起が続いている。

蘭田氏は、神々の『託宣集』編纂を「託宣盛んなりし古代への復帰運動」と位置づけた。この言葉が含む意味は2つある。1つは、それが神の託宣なるものがすでに盛んではなくなりつつある時代の作業であったという意味である。神託を無条件に受け入れていた古代から、真偽を卜占によって選別し、真と判定されたもののみが受容される時代を経て、偽託に隠された方便を探ることに血道をあげる「知的な観念遊戯」の時代へ。託宣の歴史をこのように想定した氏は、託宣が「遊戯」の対象に墮した時代に八幡神最後のそれを耳にしたという自らの体験を確信し、その体験記を含む一書を編んだ神々の姿勢に託宣が力を有する新時代への扉を開かんとする意志、氏曰く「中世的精神」を見た。託宣退潮の時代ならではの精神を内包して『託宣集』は成っているということになる。

もう1つの意味は、この「復帰運動」が「古代的な「一円神領」の復興というスローガンに掲げた神領興行法と揆を一にしている」という一文に明らかである。跋文が示す編纂終了時点からわずか2ヶ月後、正和2年10月付の「鎮西下知状」に正和の神領興行令発令が絡む土地相論の関係者として神々が登場する事実を突き止めた氏は、因果関係の明言は避けたものの、モンゴル襲来以降続いていた神領興行と編纂の間に「思想史的な脈絡」の存在を指摘した。『託宣集』が反映する精神の1つとして、襲来の衝撃を梃に急速に原状の回復に動き始めた社会の雰囲気醸成されたそれを据えたわけである。実際、編纂とモンゴル襲来が無関係でなかったらしいことは、『託宣集』の構成を見れば容易に想像がつく。全16巻から成るこの書を締めくくる最後の2巻、すなわち巻15と巻16は「異国降伏事」と題されているからである。

周辺情報から『託宣集』に迫った藺田氏の試みに対し、桜井氏のそれは『託宣集』の文脈を掘り下げることに注力する点を特徴とする。桜井氏が試みたのは、「矛盾をふくみ、全体として混沌とした世界を形成」する『託宣集』に類型を見出し、「混沌をそのものとして読み解く」足場を築くことであった。見出した類型の1つが、随所に引用される『続日本紀』など官撰史書から導き出される護国の神としての八幡神像である。論は、この類型から逸脱した型の登場、氏の言葉を借りれば「精神的な地すべり」の発生を各所に確認する形で進む。『託宣集』の「矛盾」と「混沌」は、神吽が収集した史料群を「地すべり」の前後で選り分けることなく混在させたことに起因し、それゆえに「『託宣集』を読むということは、この地すべりをみるということにはほかならない」。氏は、そう結論している。仏との習合などによって神が変貌を遂げる時代ならではの景色を露出し、八幡神が遂げた変貌の様相と、それによって現われ出た護国の神ではない貌を結果的に浮き上がらせる書という位置づけを与えたと見ることができる。

『託宣集』に一種の不作為を見たのが桜井氏だったとすれば、村田氏はその真逆の立場をとる。氏によれば、『託宣集』は神話に神吽の神学を添えた「神話言説」であり、その編纂は彼の「宗教実践」であった。明確な意図の存在を期待するという意味で、藺田氏の見立てに近い。しかし、意図の中身ひいては『託宣集』から読み取るべきものとなると、むしろ八幡神のあり方に焦点を当てた桜井氏の見解に近づく。『託宣集』を「[大菩薩]—救済者たる八幡神の顕現の一つの形態」、すなわち八幡大菩薩の神体そのものと見なしうると村田氏は主張する。利生のための神典をそのようなものとして編むことが、託宣の蒐集を通じて八幡神の幽玄な正体に触れた神吽の「宗教実践」であったという。

神体そのものと評することと関わってであろう、先述した「異国降伏事」と題する2つの巻に対する評価は控えめである。異国の襲来を退けてきた数々の実績を列挙する中に、実はモンゴル襲来にまつわる記述がないことを強調し、「神吽にとっては、八幡神はすでにして国家を守護するとの意思を託宣に示し古来より現に行ってきたのであり、その託宣を信じるの

ならば、個別の国家的危難について祈願し守護を求めることは間違いであり、八幡神が鎮座する宇佐宮という場を「静」に保つことが大事である、という八幡神の利益に関する原理論的な認識があったのではないか」との見通しを示している。現に巻が設けられているという事実が置き去りになっている憾みはあるものの、書の本質をモンゴル襲来との連関に求めない氏の姿勢は明確に伝わるであろう。

先行研究の内容の確認が少々長くなった。結局、神吽が『託宣集』を編纂した意図について現在のところ定見はないと言わざるをえない。しかし、見解は完全に区々というわけではなく、立場を分ける分岐点は見えている。モンゴル襲来との関わりを積極的に認めるか否かである。藺田氏はそれを認め、桜井氏と村田氏はそうしない。分岐は、たとえば、この書を「異国降伏祈祷の報賽を期待（あるいは要求）したところに成立」した「軍忠状」と定義する川添昭二氏<sup>(12)</sup>と、巻15と巻16が成立する経緯を論じた末に神吽の意図が「自己の信仰を深める事にあ」り、己の「内側に向けて、深く静かに語りかけるための」書と位置づけた新聞水緒氏<sup>(13)</sup>を対比させることでも容易に浮かび上がる。

この成果を踏まえて、本稿は、神吽が『託宣集』を編纂した意図を解き明かす上で有効と思われる新たな視角を提案することを目的とする。意図そのものではなく、それを解き明かすための視角をと言うのは、意図に関しては異存がない見解をすでに得ているからに他ならない。結論を言えば、モンゴル襲来との連関を抜きにして神吽の狙いは語れないというのが本稿の立場である。この結論に到るには、全16巻から成る一書のどこに目をつければよいのか。そして、そうした場合、この書がどのような意味を持っていたと言えるのか。それが本稿の論点である。

## 〈八幡神が殺すこと〉の変容

『託宣集』は、巻3から巻16までが成立した後に巻1・巻2が冒頭に添加されて現存する形になったと想定されている<sup>(14)</sup>。また、すでに紹介し

た巻15・巻16を含め、巻13以降は独自の主題について説いており、巻12までの流れとは切り離されているので、ここでは一旦措く。出現以来、八幡神が折々に発した託宣を軸に基本的に時系列に沿って展開する巻3から巻12を通覧した時、そこに何らかの転換点を見出すことができないであろうか。

【史料1】『託宣集』巻10「大尾社部下」より。

一、光仁天皇八年、宝亀八年丁巳五月十八日託宣、

以<sub>レ</sub>明日辰時<sub>一</sub>天沙門<sub>一</sub>成、可<sub>レ</sub>受<sub>二</sub>三帰五戒<sub>一</sub>志、自今以後<sub>一</sub>禁<sub>二</sub>断殺生<sub>一</sub>可<sub>二</sub>放生<sub>一</sub>、但為<sub>二</sub>国家<sub>一</sub>有<sub>二</sub>巨害<sub>一</sub>之徒出来<sub>良幸</sub>時者、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>此限<sub>一</sub>須、可<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>疑念<sub>一</sub>志、

古仏垂迹大悲菩薩<sub>乃</sub>御身<sub>奈利</sub>、仏位<sub>仁志</sub>説給<sub>乎</sub>波<sub>一</sub>經教<sub>上</sub>奉<sub>レ</sub>仰<sub>利</sub>、以<sub>二</sub>神道<sub>一</sub>宣<sub>土留於波</sub>、称<sub>二</sub>託宣<sub>一</sub>須、真実者也、不<sub>二</sub>虚妄<sub>一</sub>者、不<sub>二</sub>誑語<sub>一</sub>者也、任<sub>二</sub>御誓願之旨<sub>一</sub>、天皇<sub>乎</sub>奉<sub>レ</sub>守<sub>給</sub>布、

一云、新羅<sub>乃</sub>賊徒数万殺給<sub>尔</sub>、本朝能押隼人等殺害<sub>志</sub>給<sub>志波</sub>、凡為<sub>二</sub>朝廷<sub>一</sub>奈利、凶惡<sub>乃</sub>徒神罰<sub>給</sub>志、朝廷<sub>乎</sub>奉<sub>二</sub>扶守<sub>一</sub>給<sub>布</sub>事、皆依<sub>二</sub>誓願<sub>一</sub>流、種々誓言更<sub>二</sub>疑念<sub>一</sub>志、時尅<sub>乎</sub>不<sub>レ</sub>廻、奉<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>消除<sub>一</sub>給、若世及<sub>レ</sub>末<sub>乃</sub>公私人不<sub>レ</sub>叶<sub>二</sub>神慮<sub>一</sub>土毛、彼社壳<sub>加</sub>志和佐不信時、大虚<sub>仁</sub>雲隱<sub>倍加利之加土毛</sub>、逆人仲麻呂<sub>乃</sub>靈<sub>乃</sub>天朝<sub>乃</sub>御寿<sub>乎</sub>奪<sub>世志</sub>時<sub>尔</sub>、依<sub>二</sub>誓願<sub>一</sub>利<sub>還望</sub>豆<sub>彼難</sub>掃退<sub>給</sub>倍利、自今以後<sub>毛</sub>如此御惱<sub>不</sub>奉<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>在<sub>之</sub>豆、玉躰<sub>无</sub>動奉<sub>二</sub>守護<sub>一</sub>利倍土<sub>申</sub>給<sub>久</sub>須、

宝亀8（777）年の出来事として、八幡神が出家・受戒する意思を示したと記されている。ちなみに、以降も登場することになる『託宣集』が独自に提示する年紀について断っておくと、いずれも実際に出来事が起こった年を表現しているとは見なさない。そうするためには、まったく別の検証作業を必要とするはずだからである。とりあえずは、時系列を創出し、出来事をそれに沿って展開させるための記号と捉えておく。話を戻すと、出家・受戒を機に殺生の禁断に乗り出し、放生への関与を強める意向も八幡

神は持っていたようである。但し、「国家」に危害を加える存在が現れた際には殺生の禁を解くことを明言したという。

この意向をうけて神々が展開したのは、八幡神は出家・受戒を経てもなお「国家」の安全のために間違いなく行動してくれる、最後の明言が信ずるに足るという主張であった。それを裏づける過去の実績として、朝廷に仇なす新羅や隼人を度々討伐してきたこと、人間が神慮に適う振る舞いをできなくなりつつある「末」の世でも藤原仲麻呂の霊の脅威を退けたことを挙げている。

8月19日に出家・受戒を遂げたと思われる八幡神は、翌年、その所感を次のように述べたという<sup>(15)</sup>。

光仁天皇宝亀九年戊午、託宣、

我<sub>レ</sub>多殺<sub>二</sub>隼人<sub>一</sub><sup>津</sup>、罪障如<sub>二</sub>山岳<sub>一</sub><sup>志</sup>、被<sub>レ</sub>打<sub>二</sub>露霜<sub>一</sub><sup>機</sup>、今令<sub>二</sub>出家受戒<sub>一</sub><sup>号</sup>衆罪如<sub>二</sub>霜露<sub>一</sub><sup>志</sup>、又成<sub>二</sub>等正覚<sub>一</sub><sup>令</sup>致<sub>二</sub>覚岸<sub>一</sub><sup>幸者</sup>、

信頼の根拠になっていた多くの隼人を殺害してきたという実績は、八幡神自身にとっては罪悪感の基であり、ひいては仏道に本格的に足を踏み入れる動機になったようである。

この出来事を転換点に認定しようとしている。但し、それは出家・受戒によって単純に八幡神のあり様が変わったからという理由によるのではない。それに付随して〈八幡神が殺すこと〉の位置づけが変わったことに着目して、そうしようとしている。実は、『託宣集』における八幡神を語る上で絶対に欠かせないのが、殺す神の貌を有しているという点である。八幡神がその貌を露わにした逸話、そのことを悔いている逸話は、史料1よりも前から登場する。要するに、それらと史料1に大きな違いを見出そうとしているわけである。そのためには、該当する逸話群の一々を確認して、みることから始めるべきであろう。

最初は、殺す神としての貌を露わにする逸話である。

【史料2】『託宣集』巻5「菱形池辺部<sub>大尾山</sub>」より<sup>(16)</sup>。

一、元正天皇五年、養老三年<sub>癸</sub>、大隅、日向兩國隼人等襲来、擬<sub>レ</sub>打<sub>一</sub>傾日本国<sub>二</sub>之間、同四年<sub>甲申</sub>、公家被<sub>レ</sub>祈<sub>一</sub>申当宮<sub>二</sub>之時、神託、

我<sub>レ</sub>行而可<sub>一</sub>降伏<sub>一</sub>志者、

豊前守正六位上宇努首男人、奉<sub>一</sub>官符<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>造<sub>一</sub>進神輿<sub>一</sub>之時、白馬自然来令<sub>レ</sub>副<sub>一</sub>御輿<sub>一</sub>、弥信仰矣、諸男朝臣情以、以<sub>一</sub>何物<sub>一</sub>為<sub>一</sub>御驗<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>乘<sub>一</sub>神輿<sub>一</sub>哉、豊前国下毛郡野仲之勝境、林間之宝池者、大菩薩御修行之昔、令<sub>一</sub>涌出<sub>一</sub>之水也、參<sub>一</sub>詣彼所<sub>一</sub>欲<sub>一</sub>祈申<sub>一</sub>、(中略)依<sub>一</sub>神誓<sub>一</sub>守<sub>一</sub>靈池<sub>一</sub>、其寿三百余歳、宇佐池守是也、諸男常臨之時、池守申云、化人乘<sub>レ</sub>船、頭浮<sub>一</sub>池上<sub>一</sub>、謔云、太貞也、三角<sub>龍</sub>池<sub>乃</sub>真薦草、那尼<sub>遠縁</sub>仁、天胎<sub>見生</sub>字覽、

諸男弥致<sub>レ</sub>信、殊抽<sub>レ</sub>誠祈申、行幸御驗之時、初秋之天、初午之日、雲波滿<sub>レ</sub>池、煙波依<sub>レ</sub>渚、涌返々々、而雲中有<sub>レ</sub>声而宣、

我<sub>レ</sub>昔此薦為<sub>レ</sub>枕、發<sub>一</sub>百王守護之誓<sub>一</sub>幾、百王守護者可<sub>レ</sub>降<sub>一</sub>伏凶賊<sub>一</sub>也者、

依<sub>レ</sub>之諸男奉<sub>レ</sub>荊<sub>一</sub>此薦<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>造<sub>一</sub>別屋<sub>一</sub>、七日參籠、一心収<sub>レ</sub>氣奉<sub>レ</sub>裹<sub>一</sub>御枕<sub>一</sub>、御長一尺、御徑三寸、皆以神慮也、豊前守將軍奉<sub>レ</sub>請<sub>一</sub>大御神<sub>一</sub>、祢宜辛嶋勝波豆米為<sub>一</sub>大御神之御杖人<sub>一</sub>繫籠、立<sub>一</sub>御前<sub>一</sub>、行<sub>一</sub>幸彼兩國<sub>一</sub>、此時彦山権現法蓮、華嚴、覺滿、鉢能等、俱值遇、同成<sub>レ</sub>計<sub>一</sub>之給、自<sub>一</sub>仏法<sub>一</sub>者蕩<sub>一</sub>惡心<sub>一</sub>、自<sub>一</sub>海水<sub>一</sub>者浮<sub>一</sub>竜頭<sub>一</sub>、自<sub>一</sub>地上<sub>一</sub>者走<sub>一</sub>駒犬<sub>一</sub>、自<sub>一</sub>虚空<sub>一</sub>者飛<sub>一</sub>鷲首<sub>一</sub>矣、隼人等大驚甚惶、彼兩國之内構<sub>一</sub>七所之城<sub>一</sub>、爰振<sub>一</sub>仏法僧宝之威<sub>一</sub>、各施<sub>一</sub>大力<sub>一</sub>、出<sub>一</sub>二十八部之衆<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>舞<sub>一</sub>細男<sub>一</sub>舞<sub>一</sub>之刻、隼人等依<sub>一</sub>興宴<sub>一</sub>忘<sub>一</sub>敵心<sub>一</sub>、自<sub>一</sub>城中<sub>一</sub>令<sub>一</sub>見出<sub>一</sub>之時、先五所城<sub>久良、神野、牛之</sub>之賊等伐<sub>一</sub>殺<sub>一</sub>之、今二所城<sub>曾於乃石城、比死乃城、</sub>之凶徒忽難<sub>レ</sub>殺之間、託宣、

須限<sub>一</sub>三年<sub>一</sub>守殺<sub>一</sub>衆賊<sub>一</sub>左幸、神我<sub>レ</sub>相<sub>一</sub>助此間<sub>一</sub>弓、荒振留<sub>一</sub>奴等<sub>一</sub>乎令<sub>一</sub>伐殺<sub>一</sub>者、

奈時將軍等令<sub>レ</sub>請<sub>一</sub>神道之教命<sub>一</sub>、伐<sub>一</sub>殺蜂起之隼人<sub>一</sub>畢、(後略)

養老4(720)年、前年に始まった大隅・日向兩國の隼人の襲来に悩む朝

廷の要請を受諾し、八幡神はその討伐に乗り出す意思を示した。しかし、官符に従って神輿を用意する段になって、輿に乗せる神体をどうするかが問題になる。解決策を探るべく、八幡大菩薩が修行した際に湧出したとの謂れがある池を訪れ、そこで祈願すると雲中から八幡神の声が聞こえたという。声が示唆したのは、昔、この池のほとりの真薦を枕にして、天皇に刃向う賊を降伏する百王守護の誓いを立てたことであつた。そこで真薦を刈って枕を作り、それを神体として大隅・日向に出征したところ、隼人が構えた7つの城のうち5つを攻略することに成功した。残り2城を攻めめぐっていると、またもや託宣があり、3年の間に抵抗する隼人の討伐を完遂する意向が伝えられた。そして、実際それは成し遂げられたという。史料1に見える隼人討伐の顛末に当たる。

その後、表面化したのは、自らの行状を悔いる神の貌であつた。

【史料3】『託宣集』巻5「菱形池辺部<sub>大尾山</sub>」より。

一、聖武天皇元年、神亀元年甲子、託宣、

吾<sub>礼</sub>此隼人等多<sub>久</sub>殺却<sub>須流</sub>報<sub>仁波</sub>、年別<sub>仁</sub>二度放生会<sub>於</sub>奉仕<sub>世幸</sub>者、

又云、一万度放生<sub>乃</sub>事畢、眷属引率<sub>志天</sub>淨刹<sub>仁</sub>送<sub>良幸</sub>者、

神亀元(724)年、すなわち7つの城の攻略を成し遂げた翌年のことである。八幡神は、多くの隼人を殺害したことを悔い、毎年2度放生会を開催する意思を示した。

その放生会のあり方は、託宣によって固まっていく。

【史料4】『託宣集』巻6「小倉山社部<sub>上</sub>」より。

一、聖武天皇六年、天平元年己巳八月十四日、神託、

毎月十五日<sub>者</sub>、吾日<sub>奈利</sub>、知<sub>レ</sub>之<sub>流</sub>人猶少<sub>志</sub>、就<sub>レ</sub>中八月十四日十五日

日<sub>半</sub>点領<sub>志豆</sub>、放生会<sub>遠</sub>勤行<sub>志豆</sub>、放生<sub>乎</sub>引導<sub>志</sub>、罪障<sub>乎</sub>懺悔<sub>志豆</sub>、共覺

岸<sub>仁</sub>登利、天朝<sub>乎</sub>守護<sub>志</sub>奉<sub>良幸</sub>者、

天平元 (729) 年の託宣により、毎年 8 月 14 日・15 日という開催日程、懺悔と供養の手段にして天皇を守護する手段という位置づけが定まった。悔いる神は、さらなる託宣を發する。

【史料 5】『託宣集』卷 6「小倉山社部<sub>上</sub>」より。

一、聖武天皇廿五年、天平廿年戊子九月一日、託宣、  
古<sub>弊</sub>吾<sub>礼波</sub>震旦国<sub>乃</sub>靈神、今<sub>波</sub>日域鎮守<sub>乃</sub>大神、吾<sub>波</sub>昔<sub>波</sub>第十六代<sub>乃</sub>帝王、  
今<sub>波</sub>百王守護<sub>乃</sub>誓神、先<sub>仁波</sub>独率<sub>二</sub>数万之軍兵<sub>一</sub>、志償<sub>乃</sub>、市高反、常也、遷也、復也、妙樂云ク者進也、尊也、  
隼人<sub>乎</sub>殺害<sub>乃</sub>、大隅、薩摩<sub>乎</sub>平<sub>許利</sub>、後<sub>仁波</sub>此等<sub>乃</sub>生類<sub>乎</sub>為<sub>レ</sub>救<sub>尔</sub>、三帰  
五戒<sub>乎</sub>持<sub>幸土</sub>思<sub>布</sub>、仍每年<sub>仁</sub>一人<sub>乃</sub>度者<sub>乎</sub>儲<sub>乃</sub>、号<sub>二</sub>年分<sub>一</sub>、吾<sub>神</sub>之<sub>神</sub>乃  
名<sub>乎</sub>授<sub>計</sub>令<sub>レ</sub>祇<sub>二</sub>一候社<sub>一</sub>、氏人等<sub>仁</sub>法華最勝<sub>乎</sub>習<sub>志</sub>三帰五戒<sub>乎</sub>持<sub>乃</sub>、  
毎月六斎日辰時<sub>仁</sub>、三帰五戒<sub>乎</sub>伝受<sub>幸</sub>、帰<sub>二</sub>一依三宝<sub>一</sub>持戒<sub>乃</sub>力<sub>仁</sub>依<sub>乃</sub>、  
後像末<sub>乃</sub>邪神<sub>乎</sub>滅亡<sub>志</sub>、天帝<sub>乃</sub>御命<sub>乎</sub>守護奉<sub>良幸毛乃</sub>會<sub>者</sub>、  
天皇仰<sub>二</sub>此神託<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>官符<sub>一</sub>云、  
太政官符  
豊前国八幡神神戸人出家事、  
右奉<sub>二</sub>今月廿三日勅<sub>一</sub>、件神戸人、毎年一人、宜<sub>レ</sub>令<sub>三</sub>得度入<sub>二</sub>彼国弥勒  
寺<sub>一</sub>  
天平感宝元年六月廿三日、

天平 20 (748) 年のこととされている。またもや自らが殺害した隼人の救済に関わる内容であった。救済の新たな方法として仏への帰依と持戒を打ち出している。そのために、毎年 1 名の得度者を出すとともに、氏人たちに法華経・最勝王経を習わせ、持戒させる意向であった。その力を以て実現を期すのは、やはり天皇の守護である。天皇の命により、この託宣が忠実に守られ、早速翌年には 1 名の得度が促されたことを、添付した太政官符が伝えるという構成になっている。

そして、再び殺す神の貌が表に出る時が訪れる。

【史料6】『託宣集』巻7「小倉山社部<sub>下</sub>」より。

一、称徳天皇二年、天平神護二年丙午正月十二日、神託、  
 依<sub>二</sub>新羅国之訴<sub>一</sub>、大唐国一千艘之船<sub>仁</sub>乘<sub>二</sub>軍兵等<sub>一</sub>天、遣<sub>二</sub>日本国<sub>一</sub>  
 可<sub>二</sub>責罰<sub>一</sub>之由宣旨<sub>阿利</sub>、仍神吾<sub>礼</sub>渡<sub>二</sub>於大唐<sub>一</sub>天、八箇年之間、発<sub>二</sub>  
 疫氣<sub>一</sub>類、然而下<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub>与<sub>利</sub>以後、件疫氣来留<sub>流</sub>、明年件軍可<sub>二</sub>来  
 着<sub>一</sub>幾也、因<sub>レ</sub>之大隅、薩摩両国之間造<sub>レ</sub>嶋<sub>天</sub>、軍来着之日、令<sub>レ</sub>吹<sub>二</sub>  
 北西之風<sub>一</sub>天、我城<sub>尔</sub>狩入<sub>天</sub>、悉以令<sub>二</sub>滅亡<sub>一</sub>女<sub>幸</sub>者<sub>曾</sub>、即一日一夜<sub>仁</sub>  
 城嶋<sub>乎</sub>建立之間、多<sub>久</sub>生類<sub>乎</sub>滅亡<sub>世利</sub>、然間毎年勤<sub>二</sub>行放生会<sub>一</sub>天、  
 彼含靈<sub>乎</sub>令<sub>レ</sub>至<sub>二</sub>覚岸<sub>一</sub>女<sub>幸</sub>者、

天平神護2(765)年、新羅に促されて唐が列島に派兵する可能性が浮上した。八幡神は、風を吹かせて唐の軍勢を自らの城に誘い込んで殲滅すると宣言した<sup>(17)</sup>。多くの者を殺害することになるため、彼らの霊を救済するために放生会を毎年欠かさず開催する必要があることも示唆している。

殺す神・悔いる神に関する逸話を時系列に沿って整理すると、この次に並ぶのが史料1である。その後、出家・受戒時の約束を違えることなく、八幡神が国の護りに尽力したことを伝えるいくつかの逸話が続く。それは、たとえば、次のような内容である。

【史料7】『託宣集』巻11「又小椋山社部<sub>上</sub>」より。

一、平城天皇三年、大同三年戊子、  
 彼新羅王自<sub>レ</sub>昔已来、以<sub>二</sub>日本国<sub>一</sub>欲<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>所領<sub>一</sub>、而有<sub>二</sub>一人之賢王<sub>一</sub>、  
 若吾妃生<sub>二</sub>太子<sub>一</sub>者、崇為<sub>二</sub>聖人<sub>一</sub>、早以<sub>二</sub>法力<sub>一</sub>、日本国守護明神<sub>駟</sub>籠<sub>二</sub>  
 水瓶<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>打<sub>二</sub>日域<sub>一</sub>之由、思惟之処、如<sub>レ</sub>此之間、太子誕生、(中略)  
 太子自<sub>二</sub>彼歳(=7歳)<sub>一</sub>即出家入道受<sub>二</sub>三皈五戒<sub>一</sub>、十二年之間修<sub>二</sub>  
 行諸州<sub>一</sub>、二十許之歳皈<sub>二</sub>參吾国<sub>一</sub>、心无<sub>レ</sub>垢身有<sub>レ</sub>證之由申、大王悦  
 而遣<sub>二</sub>日本国<sub>一</sub>、太子進而着<sub>二</sub>博多津<sub>一</sub>、駟<sub>二</sub>籠此日本国諸神於水瓶<sub>一</sub>、  
 招<sub>二</sub>集彼新羅国群兵於海畔<sub>一</sub>、于<sub>レ</sub>時奈良京平城天皇御世、七歳童子  
 七尺登<sub>レ</sub>空託宣、

我<sub>者</sub>日本<sub>乃</sub>鎮守八幡大菩薩也、百王守護<sub>乃</sub>誓願有<sub>礼土毛</sub>、有驗聖人從<sub>二</sub>新羅<sub>一利</sub>來<sub>豆</sub>、以<sub>二</sub>三界<sub>一</sub>撰<sub>二</sub>一領大聖明王<sub>一豆</sub>、諸神<sub>乎</sub>撰<sub>志豆</sub>、水瓶<sub>尔</sub>加利古<sub>牟</sub>、既新羅国<sub>乃</sub>王船粧<sub>志豆</sub>出立、我身<sub>毛</sub>只今加利古免<sub>良連南土須</sub>、何<sub>世牟止須留</sub>者、

于<sub>レ</sub>時国王諸卿失<sub>レ</sub>肝変<sub>レ</sub>色而申云、非<sub>二</sub>人力之所<sub>一レ</sub>及、可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>憑<sub>二</sub>諸神御方便<sub>一</sub>、然神告言、

今明日<sub>乃</sub>内、一万人<sub>乃</sub>僧<sub>乎</sub>請取<sub>豆</sub>、着<sub>二</sub>法衣<sub>一豆</sub>南畔<sub>乃</sub>海辺<sub>仁</sub>行<sub>天</sub>、向<sub>二</sub>西方<sub>一豆</sub>祈<sub>下</sub>一念常在<sub>二</sub>靈山<sub>一</sub>釈迦大師<sub>上志</sub>、可<sub>レ</sub>唱<sub>二</sub>南無仁王護国般若波羅蜜經<sub>一志</sub>、垂<sub>二</sub>此法力<sub>一豆</sub>我破<sub>二</sub>水瓶<sub>一利</sub>、出<sub>二</sub>諸神<sub>一志</sub>防<sub>二</sub>此難<sub>一加牟</sub>者、因<sub>二</sub>此託宣<sub>一</sub>致<sub>二</sub>彼勤行<sub>一</sub>之時、水瓶第二度猶不<sub>レ</sub>破、至<sub>二</sub>第三度<sub>一</sub>令<sub>二</sub>破壞<sub>一</sub>、出<sub>二</sub>諸神<sub>一</sub>、則聖人不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>行方<sub>一</sub>、于<sub>レ</sub>時新羅国諸難起而不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>渡<sub>レ</sub>海矣、大菩薩威力不思議也、

八幡神に視点を据えて全体の流れを振り返っておこう。殺す神として登場する（史料2）も徐々に悔いる神の貌が前面に出始め、仏教との関わりを深めていく。接点として放生があり（史料3以降）、やがて周囲に經典の修得や持戒を求めるようになる（史料5）。最終的に自らの出家・受戒を決断し、放生の実施に加えて殺生の禁断を明言した（史料1）。一方で、天皇・朝廷の危機に際して殺す神として振舞うことを躊躇しない姿勢は、この間も（史料6）、その後も（史料7）一貫していた。

殺生の禁断は、殺生戒の遵守と言い換えることができる。したがって、史料1におけるその明言が、史料5で持戒を求めた延長線上にあることは間違いない。ただ、趣旨を明確にするためにあえて強調するなら、八幡神が悔いる神から禁じる神へと変貌したという意味で、史料5と史料1の間に1つの断絶を認めることはできるはずである。しかも、禁じるのは〈殺すこと〉であった。禁断の明言によって、その行為が許されるのは、独り殺す神の貌を秘めた八幡神のみになったのである。殺す神として八幡神が存在する意義、そして出家・受戒を遂げたことも相まって〈八幡神が殺すこと〉の特別さは一気に増すことになる。

## 天平勝宝元年の殺生禁断

八幡神が殺生の禁断に乗り出したことが史料1の画期性であったとするなら、実は『託宣集』には検証を要する逸話が存在する。八幡神と殺生禁断の関係を窺わせ、かつ史料1より前に登場する次の逸話である。

【史料8】『託宣集』巻7「小倉山社部<sub>下</sub>」より。

一、孝謙天皇元年、天平勝宝元年己丑十一月十九日、於<sub>二</sub>内裏<sub>一</sub>七歳童子託宣、

神吾<sub>礼</sub>向<sub>レ</sub>京<sub>被<sub>辛</sub></sub>者、

類聚国史第五云、

孝謙皇帝天平勝宝元年十一月己酉、八幡大神託宣、向<sub>レ</sub>京、甲寅、遣<sub>二</sub>参議従四位上石川朝臣年足、侍従々五位下藤原朝臣英名等<sub>一</sub>、以為<sub>二</sub>迎神使<sub>一</sub>、路次諸国、差<sub>二</sub>發兵士一百人以上<sub>一</sub>、前後驅除、又所<sub>レ</sub>歴之國、禁<sub>二</sub>断殺生<sub>一</sub>、其従人供給不<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>酒肉<sub>一</sub>、道路清払、不<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>汚穢<sub>一</sub>、十二月戊寅遣<sub>二</sub>五位十人散位廿人、六衛府舍人各廿人<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>迎<sub>二</sub>八幡神於平群郡<sub>一</sub>、是日入<sub>レ</sub>京、即於<sub>二</sub>宮南梨原宮<sub>一</sub>、造<sub>二</sub>新殿<sub>一</sub>、以為<sub>二</sub>神宮<sub>一</sub>、請<sub>二</sub>僧四十口<sub>一</sub>悔過、(後略)

八幡神の事績の中でもとりわけ有名なものの1つと言ってよからう、東大寺大仏開眼供養への列席の際の様子を伝えている。列席の意向を示した八幡神を平城京に迎える準備が始まった。天平勝宝元年、先に確認した時系列に配置すると周囲に持戒などを求めた史料5の翌年のことになる。迎神使を任命するとともに、豊前から大和への移動経路に当たる国々には兵士を派遣した。また、それらの国々には、殺生の禁断、酒・肉を用いた饗応の禁止、道路の清掃と汚穢の除去を命じたという。八幡神との接触が避けられるべき事項を、その八幡神が通過する経路から排除せんとしていることは誰の目にも明らかであろう。殺生は、そのような事項の1つであった。仮にこれが八幡神の求めによるのだとすれば、この時点ですでに禁じる神

の貌は表に出ていたと言えるのではないか。これが、ここで検証する問いである。

「類聚国史第五云」と始まることから分かるように、この逸話は官撰の正史、厳密に言えば『続日本紀』を典拠としている。今問題にしている記事は、『続日本紀』の天平勝宝元年11月甲寅条に含まれ、文意を左右しかねない文字の異同はない。つまり、『託宣集』の記述は、『続日本紀』のそれをそのまま移植したものと判断できる。したがって、この時に殺生禁断がどのような事情で国々に命じられたのかは、『続日本紀』の中で明らかにする必要がある。

その『続日本紀』を繰れば、殺生の禁断が実施される理由や目的がいくつかあったことが分かる。たとえば、治安の維持はその1つであった<sup>(18)</sup>。

庚辰、詔曰、京及諸国多有盗賊、或捉人家却掠、或在海中侵奪、蠹害百姓、莫甚於此、宜令所在官司嚴加捉搦、必使擒獲、又安芸周防国人等妄説禍福、多集人衆、成祠死魂、云有祈、又近京左側山原、聚集多人、妖言惑衆、多則万人、少及数千、如此徒深違憲法、若更因循為害滋甚、自今以後、勿使更然、又造法多捕禽獸者、先朝禁断、擅發兵馬人衆者、当今不聽、而諸国仍作法籬、擅發人兵、殺害猪鹿、計無頭数、非直多害生命、実亦違犯章程、宜頒諸道並須禁断、

多数の禽獣を捕獲・殺害することが禁じられている。「先朝」すなわち元正朝の命令によるという。それに背く犯罪行為として盗賊などと同等に扱われたようである。同時に、多くの人心を惑わす信仰や妖言の規制と並べられている点に目を向けるなら、狩猟の大規模化により多くの人員が動員されることへの警戒感も窺える。おそらく道徳・宗教上の理由、あるいは資源保護も絡むのであろう、数えきれない頭数の生命を奪うこと自体が違反行為に当たることも明言されている。

次の事例<sup>(19)</sup>を見れば、単なる数の問題と割り切るべきでないことは明

らかである。

二月戊午、詔曰、馬牛代<sub>レ</sub>人、勤勞養<sub>レ</sub>人、因<sub>レ</sub>茲、先有<sub>二</sub>明制<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>許<sub>二</sub>屠殺<sub>一</sub>、今聞、国郡未<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>禁止<sub>一</sub>、百姓猶有<sub>二</sub>屠殺<sub>一</sub>、宜<sub>下</sub>其有<sub>レ</sub>犯者、不<sub>レ</sub>問<sub>二</sub>蔭贖<sub>一</sub>、先決<sub>二</sub>杖一百<sub>一</sub>、然後科<sub>上</sub>罪、又聞、国郡司等非<sub>レ</sub>縁<sub>二</sub>公事<sub>一</sub>、聚<sub>レ</sub>人田獵、妨<sub>二</sub>民産業<sub>一</sub>、損害実多、自<sub>レ</sub>今以後、宜<sub>下</sub>令<sub>二</sub>禁断<sub>一</sub>、更有<sub>レ</sub>犯者必擬<sub>中</sub>重科<sub>上</sub>、

やはり国司や郡司主導の大規模な狩猟が規制されているが、それは「産業」への悪影響を憂慮してのことであった。そして、その「産業」への影響という観点から、現場で貴重な労働力になっていた馬や牛の愛護が、殺傷を禁じる「明制」を支える精神になっていたことも分かる。但し、これを単純に労働に対する労いの意と解することには躊躇を覚える。人間が転生して馬や牛になったと説く仏教説話<sup>(20)</sup>が数多く残ることを考えると、前世は人間であったかもしれない存在の殺害を抑止する意図もあったと見るべきなのであろう。

仏教の戒律は、禁断の主要な理由の1つと断言していいはずである。残された記録は、かなりの数になる。そのいずれにも共通するのは、次に挙げる例<sup>(21)</sup>のように期間を指定して実施される点である。

癸卯、命<sub>二</sub>四畿内二監及七道諸国<sub>一</sub>、僧尼清淨沐浴、一月之内二三度令<sub>レ</sub>読<sub>二</sub>最勝王經<sub>一</sub>、又月六齋日禁<sub>二</sub>断殺生<sub>一</sub>、

養老4(720)年2月、隼人の手で大隅国国司が殺害された旨が大宰府から朝廷に報告された<sup>(22)</sup>。翌月には征隼人持節大將軍・副將軍が任命されており<sup>(23)</sup>、朝廷は隼人との戦争に突入したようである。この戦争が一応決着したのは、翌養老5(721)年7月のことであった。次の記事<sup>(24)</sup>からそれが分かる。

壬子、征隼人副將軍從五位下笠朝臣御室、從五位下巨勢朝臣真人等還  
歸、斬<sub>二</sub>首獲虜合千四百余人<sub>一</sub>、

この日、副將軍が捕虜を伴い、多くの敵の首を携えて帰還したとある。『続  
日本紀』がこの記事に次いで掲載するのは、約半月後の出来事を伝える次  
の記事<sup>(25)</sup>である。

庚午、詔曰、凡膺<sub>二</sub>靈囟<sub>一</sub>、君<sub>二</sub>臨宇内<sub>一</sub>、仁及<sub>二</sub>動植<sub>一</sub>、恩蒙<sub>二</sub>羽毛<sub>一</sub>、  
故周礼之風、尤先<sub>二</sub>仁愛<sub>一</sub>、李釋之教、深禁<sub>二</sub>殺生<sub>一</sub>、宜<sub>下</sub>其放鷹司鷹  
狗、大膳職鷓鴣、諸国鷄猪、悉放<sub>二</sub>本處<sub>一</sub>、令<sub>上</sub>遂<sub>二</sub>其性<sub>一</sub>、從<sub>レ</sub>今而後、  
如有<sub>レ</sub>応<sub>レ</sub>須、先奏<sub>二</sub>其状<sub>一</sub>、待<sub>レ</sub>勅、其放鷹司官人、并職長上等且停  
<sub>レ</sub>之、所<sub>レ</sub>役品部並同<sub>二</sub>公戸<sub>一</sub>、

動植物に対する仁愛の証として殺生の禁断があるという認識に基づいて、  
官司が職務上の必要で保持していた動物の解放を命じている。この放生の  
意味は、やはり直前の記事と関連づけて把握するのが正しいであろう。つ  
まり、多くを殺害した良心の呵責を背景に、死んでいった隼人の追悼を意  
図したと考えられる。『託宣集』が説く放生会の起源に通じる話は、官撰  
史書の中に見出すことができる。

戒律と並んで記事数が多いのが、徳政に組み込まれて実施される禁断で  
ある。この場合は表記の仕方に一定の型があり、次に挙げる例はその典型  
と言ってよい<sup>(26)</sup>。

【史料9】『続日本紀』養老6（722）年7月丙子条。

丙子、詔曰、陰陽錯謬、灾旱頻臻、由<sub>レ</sub>是奉<sub>二</sub>幣名山<sub>一</sub>、奠<sub>二</sub>祭神祇<sub>一</sub>、  
甘雨未<sub>レ</sub>降、黎元失<sub>レ</sub>業、朕之薄徳、致<sub>二</sub>于此<sub>一</sub>歟、百姓何罪、焦萎甚矣、  
宜<sub>レ</sub>大<sub>二</sub>赦天下<sub>一</sub>、令<sub>下</sub>国郡司審録<sub>二</sub>冤獄<sub>一</sub>、掩<sub>レ</sub>骼埋<sub>レ</sub>骸、禁<sub>レ</sub>酒断<sub>レ</sub>屠、  
高年之徒、勤加<sub>中</sub>存撫<sub>上</sub>、自<sub>二</sub>養老六年七月七日昧爽<sub>一</sub>已前、流罪以下、  
繫囚見徒、咸從<sub>二</sub>原免<sub>一</sub>、其八虐、刼賊、官人枉<sub>レ</sub>法受<sub>レ</sub>財、監臨主守

自盜、々所<sub>レ</sub>監臨<sub>一</sub>、強盜、竊盜、故殺人、私鑄錢、常赦所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>免者、不<sub>レ</sub>在<sub>一</sub>此例<sub>一</sub>、如以<sub>レ</sub>贓入<sub>レ</sub>死、並降<sub>一</sub>一等<sub>一</sub>、竊盜一度計<sub>レ</sub>贓、三端以下者入<sub>一</sub>赦限<sub>一</sub>、

早魃に見舞われ、名山への奉幣や祭祀など対応はしてみたものの効果が見られない。自らの「薄徳」に原因があると悟った天皇は、恩赦・死骸の埋葬・禁酒・殺生禁断・高齢者の救済を命じた。

これを殺生禁断が徳政に「組み込まれて実施され」た例と紹介したのは理由がある。たとえば、徳政にまつわる次の記事を見てほしい。

【史料10】『続日本紀』天平勝宝8(756)年4月丁酉条。

夏四月丁酉、勅曰、頃者、太上天皇聖体不豫、漸延<sub>一</sub>旬日<sub>一</sub>、猶未<sub>一</sub>平復<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>聞、鎮<sub>レ</sub>災致<sub>レ</sub>福、莫<sub>レ</sub>如<sub>一</sub>仁風<sub>一</sub>、救<sub>レ</sub>病延<sub>レ</sub>年、実資<sub>一</sub>徳政<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>大<sub>一</sub>赦天下<sub>一</sub>、但犯八虐、故殺人、私鑄錢、強盜竊盜、常赦所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>免者、不<sub>レ</sub>在<sub>一</sub>赦例<sub>一</sub>、若以<sub>レ</sub>贓入<sub>レ</sub>死減<sub>一</sub>一等<sub>一</sub>、鰥寡惇独、貧窮老疾、不<sub>レ</sub>能<sub>一</sub>自存<sub>一</sub>者、量加<sub>一</sub>賑恤<sub>一</sub>、

上皇の体調不良をうけた徳政として実施されたのは、恩赦と高齢者・独身・病者など生活困窮者の救済であった。史料9に見られた死骸の埋葬・禁酒・殺生禁断(「掩<sub>レ</sub>骼埋<sub>レ</sub>骸、禁<sub>レ</sub>酒断<sub>レ</sub>屠」)が含まれていない。これら3項目を含まない典型として、史料10を提示した。つまり、3項目を含むか否かにはどうやら一定の法則があり、史料9と史料10を見比べると、それが浮かび上がってくると考えている。簡単に言うと、問題解決に祭祀を伴っているか否かが分かれ目である。史料9の「由<sub>レ</sub>是奉<sub>一</sub>幣名山<sub>一</sub>、奠<sub>一</sub>祭神祇<sub>一</sub>」に該当する記述が、史料10にはない。少なくとも『続日本紀』においては、これを法則と呼んで差し支えないはずである。ここで他の事例の一々を確認することは、話の本筋から逸れすぎる上に紙幅の都合上も不可能なので、区別の存在を端的に示す例<sup>(27)</sup>を1つ重ねるにとどめたい。

十月丙午、勅曰、比日之間、太上天皇枕席不<sub>レ</sub>安、寢膳乖<sub>レ</sub>宜、朕竊念<sub>レ</sub>茲、情深惻隱、其救<sub>レ</sub>病之方、唯在<sub>レ</sub>施<sub>レ</sub>惠、延命之要、莫<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>濟<sub>レ</sub>苦、宜<sub>レ</sub>大<sub>三</sub>赦天下<sub>一</sub>、其犯八虐、故殺人、私鑄錢、強盜竊盜、常赦所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>免者、不<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>赦例<sub>一</sub>、但入<sub>レ</sub>死罪<sub>一</sub>者減<sub>三</sub>一等<sub>一</sub>、鰥寡惇独、貧窮老疾、不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>自存<sub>一</sub>者、量加<sub>レ</sub>賑恤<sub>一</sub>、兼給<sub>三</sub>湯藥<sub>一</sub>、又始<sub>レ</sub>自<sub>三</sub>今日<sub>一</sub>、至<sub>三</sub>來十二月晦日<sub>一</sub>、禁<sub>三</sub>斷殺生<sub>一</sub>、遣<sub>三</sub>使於山科、大内東西、安古、真弓、奈保山東西等山陵、及太政大臣墓<sub>一</sub>、奉幣以祈請焉、

上皇の体調不良への対応の中で、恩赦・救済は明記こそされないものの例によって徳政として行われ、かたや殺生の禁断には山陵などへの奉幣に付随する行動規制の意味があったことが窺える。目下の関心に即してまとめると、徳政に「組み込まれて実施され」る殺生禁断とは、祭祀に付随して実施されるそのことであった。徳政と祭祀は、共通して災異への有効な対応策であったため、時に「組み込まれて実施され」ていたように見えるというのが正確な表現なのであろう。

以上が、『続日本紀』で確認しうる殺生禁断の理由・目的のすべてである。話を史料8に戻そう。八幡神が上洛する経路に当たる国々に命じられた殺生禁断は、確認した理由や目的のいずれに該当するであろうか。あるいは、いずれにも該当しないのか。

この問いに答えるに際して注意すべきなのは、史料8で国々に命じられたのが殺生の禁断だけではなくであった点であろう。酒・肉を断つこと（「其従人供給不<sub>レ</sub>用<sub>三</sub>酒肉<sub>一</sub>」）、道路を清掃すること（「道路清払、不<sub>レ</sub>令<sub>三</sub>汚穢<sub>一</sub>」）の2つも時を同じくして命じられていた。この3つの組み合わせは、おそらく史料9の「掩<sub>レ</sub>骼埋<sub>レ</sub>骸、禁<sub>レ</sub>酒断<sub>レ</sub>屠」と対応するはずである。とすれば、天平勝宝元年11月に発せられたのは、祭祀に付随する行動規制としての殺生禁断であったということになる。つまり、あの時の朝廷の対応は、八幡神の求めに応じた特別なものではなく、祭祀など神に接する局面では当時一般的なものであった。したがって、この段階で八幡神が禁じる神の貌を表したと見る必要はない。

## 異国降伏史のなかで

さて、再び史料1である。巻10からの引用であった。この逸話で一応の結末を見る、つまり巻5から巻10までの間で展開した殺す神から禁じる神へという八幡神変貌の物語は、実は『託宣集』においても1度繰り返される。八幡神に関わる様々な逸話群の中に散在していた物語の構成要素は、すべて拾い集められ、より主題を絞った別の時系列に置き直されるのである。この一手間にこそ神々の真の狙いが込められているのではないか。転換点として史料1に目をつけたのは、そう考えるからである。

主題を絞った別の時系列とは、本稿の冒頭で言及した巻15ならびに巻16「異国降伏事」を指す。八幡神変貌の物語は、単に八幡神の歴史物語の一部としてのみあったわけではなく、異国降伏の歴史物語の不可欠な構成要素でもあったわけである。その異国降伏物語に変貌の物語が占める位置を確認するべく、以下、2つの巻で展開する物語の流れを簡単にたどってみよう。

巻15は、「神代・人代并霊行部」・「霊行部」・「人王代部」・「又霊行部」の4部に分かれている。

「神代・人代并霊行部」では、彦火々出見尊と鵜鷺草葺不合尊を「地神」と位置づけ、それぞれの時代の異国降伏に関する事績を紹介する。ついで「人王」の時代が到来すること、神功皇后と応神天皇の治世がそれに該当することを示唆している。

「霊行部」は、その神功皇后・応神天皇の死後、「霊行」が国を護る時代の話である。異国の襲撃をうけて行われた祈禱に応じて天から降りた鵜鷺草葺不合尊の、父祖の代から神々の助力をうけて異国降伏を成し遂げてきた旨の言葉を記録する。八幡のほか志賀・宗像・香良・住吉・若宮などの名を挙げ、おそらくそれを裏づける意図であろう7度の異国降伏の実績を列挙する『住吉縁起』からの抜粋が続く。

「人王代部」は、先述の神功皇后と応神天皇、そして2名の前後に即位した仲哀天皇と仁徳天皇の計4名を即位順に項目とする。『日本書紀』な

いし『類聚国史』からの引用という形で、それぞれの治世に起こった出来事を記している。

最後の「又靈行部」は、再び「靈行」の事績、とりわけ香椎神のそれを『日本記』・『聖母大菩薩因縁記』・『阿蘇山縁起』といった典籍に依拠しながら紹介する。ちなみに、香椎神は八幡大菩薩の別称とされている。

以上が、巻15の概要である。天皇にまつわる神話の時間軸を取り入れ、一部時期の前後がありつつも、全体として神・人・「靈行」が入れ替わり立ち替わり、あるいは時を同じくして異国と対峙してきた歴史という体裁になっている。八幡神に即して言えば、「靈行」として関与していた時代の物語ということになるのであろう。

続く巻16は、「御垂迹後部」・「若宮部」・「筥崎宮部」・「大隅八幡宮部」の4部から成る。

「御垂迹後部」は、文字どおり垂迹として顕現して以降の物語である。一つ書き形式で立てられている各項目の内容の概略を示すと、以下のようになる。

一、欽明天皇御宇、治三十二年、

「日本紀倭書云」と始まる。豊前国宇佐郡の菱形池に「鍛冶翁」が姿を現し、「護国靈驗威力神通大自在王菩薩」の垂迹にして「日本人皇第十六代誉田天皇広幡八幡麻呂」であると自ら名乗ったという。垂迹としての八幡神顕現の逸話である。

一、元正天皇御宇、治九年、

史料2が伝える養老4年の対隼人戦争の顛末を記す。

一、聖武天皇御宇、治廿五年、

史料3を記す。加えて、諸国の放生会の始原を伝える『扶桑略記』と『政事要略』の記事を引用する。

一、同天皇御宇、

史料4を記す。続けて、天平3(731)年正月に異国降伏に酬いる奉幣使が諸国に派遣されたという逸話を記す。

一、同天皇廿五年、

史料5を記す。但し、末尾に添えられていた太政官符は、官符が発せられた効果で、毎年1名の得度があった旨の記述で代替する。

一、孝謙天皇御宇、治十年、

天平勝宝7年に「自人之国<sub>波</sub>吾<sub>加</sub>国、自人之人<sub>波</sub>吾<sub>加</sub>人」との託宣があったと記す。

一、称徳天皇御宇、治五年、

天平神護元(764)年11月の託宣を記す。海中に嶋を造って日本に渡るうとした高麗人の企てを阻止したという内容であった。

一、同天皇二年、

史料6を記す。

一、同天皇二年、

天平神護2年12月の託宣を記す。天智天皇の時代に、日本に害をなそうとした新羅僧の企てを阻止したという過去の事績を示唆した。

一、同天皇三年、

神護景雲元年11月の託宣を記す。海中に嶋を造り、風で唐・新羅の軍勢をそこに吹き寄せて滅亡させる決意を伝えた。

一、同天皇三年、

同じ神護景雲元年の託宣を記す。神功皇后の皇子「品太<sub>乃</sub>天皇<sub>乃</sub>御霊」を名乗り、神々とともに朝廷を守護することを宣告した。同時に最勝王経の読経と放生を要求したという。改元した上で、求めに応じて読経・放生の実施を誓約した朝廷の対応を添える。

一、同天皇五年、

神護景雲3年に大隅国に造った嶋に赴くための船を所望する託宣があったと記す。あわせて、嶋の名とその由来も説明する。

一、同天皇五年、

同じ神護景雲3年に和氣清麻呂が勅使として宇佐宮へ参った際に発せられた託宣を記す。海中に嶋を造る狙いが、神の威勢を示し、異国の侵入を防ぐことにあると伝えた。

一、光仁天皇御宇、治十二年、

史料1を記す。法蓮を師として出家・受戒を遂げた旨を追記する。

一、同天皇九年

出家・受戒の翌年、すなわち宝亀9（778）年に発せられた託宣を記す。多くの隼人を殺した罪を悔いる内容で、本稿で先に言及した。出家の儀が行われた馬城峯に、のちに伽藍が建立され、正覚寺と命名された逸話が続く。

一、平城天皇御宇、治五年、

史料7を記す。

一、後一条天皇御宇、治二十年、

長元年間の異国襲来の顛末を記す。襲来の可能性を察知した朝廷が宇佐宮に祈願したところ、高波が起り、その影響で船が破損して海を渡ることができなかったという。

歴代天皇の治世を時系列に沿って項目とするのは、ここまでである。最後の一つ書きが残っており、それは形式を異にする。

一、春日社註進状云、

春日大明神者法相之鎮守、国家之擁護也、左大臣藤原朝臣永平、奉<sub>レ</sub>勸<sub>ニ</sub>請<sub>ニ</sub>于御笠山<sub>一</sub>今春日山以降、垂迹雖<sub>ニ</sub>事旧<sub>一</sub>、靈驗惟日々新、謂<sub>ニ</sub>其本縁<sub>一</sub>、則天照大神之皇孫鹿嶋、香取、平岡、神楽、御兄弟也、昔新羅、高麗、百濟、任那等異国、擬<sub>レ</sub>襲<sub>ニ</sub>来本朝<sub>一</sub>之時、征<sub>ニ</sub>伐三韓<sub>一</sub>、斬<sub>ニ</sub>敵国王首<sub>一</sub>、一則獻<sub>ニ</sub>宇佐宮<sub>一</sub>、一獻<sub>ニ</sub>鹿嶋宮<sub>一</sub>、一獻<sub>ニ</sub>国王<sub>一</sub>、是則大嘗会儀式所<sub>レ</sub>用之纛是也、幸今当<sub>ニ</sub>異国征伐之時<sub>一</sub>、於<sub>ニ</sub>当社<sub>一</sub>致<sub>ニ</sub>御祈祷<sub>一</sub>之条、異国降伏本誓無<sub>ニ</sub>相違<sub>一</sub>者歟、文籍之所<sub>レ</sub>載註進如<sub>レ</sub>件、

続けて、一見不明なこの「註進状」の素性を「私云、文永、弘安之年異国襲来之時、注進歟、春日明神者、昔度々為<sub>ニ</sub>大菩薩御共<sub>一</sub>令<sub>ニ</sub>征伐<sub>一</sub>也」と説明している。どうやら、「註進状」に記された「今当<sub>ニ</sub>異国征伐之時<sub>一</sub>」は、

モンゴル襲来を指すと読めばいいらしい。

さらに、もう1つ引用が続く。

江帥記中云、尋<sub>二</sub>其内驗<sub>一</sub>、昔現<sub>二</sub>於行教和尚衣上<sub>一</sub>、非<sub>レ</sub>画非<sub>レ</sub>字、写<sub>二</sub>彌陀三尊之像<sub>一</sub>、然則本朝之宗廟也、異<sub>二</sub>他神靈<sub>一</sub>、後世之依怙也、期<sub>二</sub>彼迎接<sub>一</sub>、五畿七道何国何土不<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>崇<sub>二</sub>此神宮<sub>一</sub>乎、不<sub>レ</sub>啻<sub>二</sub>我朝<sub>一</sub>、徳及<sub>二</sub>遐方<sub>一</sub>、高麗之國接<sub>レ</sub>境不<sub>レ</sub>犯、若有<sub>レ</sub>異以瘴煙競起、長元之間凶兵欲<sub>二</sub>来侵<sub>一</sub>、忽有<sub>二</sub>地震<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>造之舟船皆以破壊、豈非<sub>二</sub>揭焉之驗<sub>一</sub>乎、云々、  
已上、見<sub>二</sub>管崎記<sub>一</sub>、略<sub>レ</sub>始、

のちに石清水八幡宮を創建することになる行教のもとに姿を現して以降、「宗廟」として国を護ってきた八幡神の事績を称揚する記事である。なお、「長元之間」以下は、直前の一つ書き「後一条天皇御宇」で言及した1件が該当すると思われる。

「御垂迹後部」は、ここで終わる。巻12までに登場しなかった逸話を少々加えながら八幡神変貌の物語をそのまま展開した部と総括できるであろう。当初、「靈行」として異国降伏に関わっていた八幡神は、垂迹後、悔いる神の貌を見せつつも関与を続け、それは出家・受戒を機に〈殺すこと〉を独占する禁じる神に変貌を遂げてからも変わらなかった。巻15の内容も含めた流れを振り返ると、こうなるはずである。

そして、その締めくくりを委ねられたのは、自らがモンゴル軍に対峙したと主張する春日社の「註進状」であった。その文面に表れている中では、宇佐宮が鹿嶋社などと並んで「敵国王」の首の奉獻先の1つに挙げられている点に注意すべきなのであろう。宇佐宮が、異国絡みの事件と密接に関わってきたことを伝える役割を果たしているからである。しかし、この配置を選んだ神々の意図を理解する上でより重要なのは、文面には表れていない部分なのではないか。おそらく彼自身による説明と思われる中に含まれた「昔度々為<sub>二</sub>大菩薩御共<sub>一</sub>令<sub>二</sub>征伐<sub>一</sub>也」という春日神の経歴がそれで

ある。

八幡神が〈殺すこと〉を独占するようになり、国を護るためなら躊躇なくそれを実行する神として屹立する物語の終点に、その八幡神に従って度々異国に対峙してきた春日神がモンゴル軍の撃退に寄与したとする「註進状」を置く。あまつさえ、八幡神の護国にまつわる事績を称揚する記事を重ねる。この構成から読み取れる主張があるとすればそれは、八幡神は出家・受戒し、周囲に〈殺すこと〉を禁じた身でありながら、国を護るために〈殺すこと〉を自らに課し、例によって春日神を従えてモンゴル軍に立ち向かった、以外にありえない。

実際、神々はそう主張しようとしたのだと考える。「御垂迹後部」に続く3つの部、すなわち「若宮部」・「宮崎宮部」・「大隅八幡宮部」は、それぞれの宮が成立した経緯を説く。もちろんそれぞれの経緯に異国降伏が絡むものの、記載される情報は多くない。とりあえずは、物語の続きではなく、八幡神が関係する宮の簡単な歴史を付け加えていると見るべきなのであろう。ただ「若宮部」に気になる記述がある。域内の「凶士墓」が若宮の神が討ち取った隼人を埋葬したという謂れがあると解説した後に、こう続けている。「私云、春日社注進之首、在<sub>二</sub>宇佐何所<sub>一</sub>耶」。先掲の「註進状」が宇佐宮に奉獻されたとする「敵国王」の首の行方を気にしていると見て間違いない。物語の流れとは無関係な場所に、一見無造作に配されたこの一言は、そのさりげなさゆえに読み手に「註進状」の存在を確信させる働きをするはずである。その存在は、技法を駆使して是が非でも読み手に印象づけなければならないものであった。「註進状」こそ物語の終着点にして鍵であると編者が考えていたからに他ならない。

## もう1つの異国降伏史

もう1度、史料1に目を向けてほしい。この史料が「末」の世のあり様に言及していた点に注目しよう。公私を問わず人間が神慮に沿って振舞えなくなった世を意味していた。いわゆる末法思想に基づく表現であること

は、誰の目にも明らかであろう。では、世はいつから「末」を迎えたことになっているのか。

「末」の世に相応しい「彼社売等<sub>加志和佐</sub>（仕業）」にもかかわらず、八幡神による「逆人仲麻呂<sub>乃靈</sub>」遷却は成し遂げられたというのが史料の趣旨だったから、次に目を転じるべき先は自ずと定まる。この託宣である。

【史料11】『託宣集』巻7「小倉山社部<sub>下</sub>」より。

- 一、称徳天皇二年、天平神護二年丙午十月八日、御託宣、  
 祢宜社女<sub>加志和佐</sub>乃穢<sub>尔</sub>依<sub>乃</sub>、神我<sub>礼</sub>宮<sub>於</sub>出離<sub>志豆</sub>、大空<sub>仁</sub>雲隱<sub>天</sub>在<sub>志加土毛</sub>、  
 天<sub>乃</sub>御子<sub>於</sub>奉<sub>レ</sub>取<sub>土豆</sub>、逆人仲麻呂等<sub>發</sub>二隱謀<sub>一天</sub>有利<sub>志加波</sub>、神吾<sub>礼</sub>依<sub>二</sub>  
 本誓<sub>一天</sub>還坐<sub>天</sub>、奉<sub>レ</sub>守<sub>二</sub>助天朝御命<sub>一礼利</sub>、今<sub>毛</sub>又吾<sub>加</sub>御子達<sub>於</sub>引率<sub>志豆</sub>、  
 日々奉<sub>二</sub>守護<sub>一良幸</sub>者、

新羅・唐の侵攻に揺れていた史料6の約半年後あたりから、朝廷は一転して内部の問題、すなわち怨霊の跋扈に頭を悩ませていた<sup>(28)</sup>。とりわけ藤原仲麻呂の怨霊の存在が切実であった。八幡神は放生の実施を指示したようである。この託宣は、それから約4ヶ月を経て指示が功を奏し、平穩が訪れたことを伝えている。史料1が八幡神を信頼し続けるに足る根拠とした実績である。つまり、『託宣集』においては、遅くとも天平神護2年の時点で「末」の世が到来していたということになる。末法思想本来の時期区分からすると、かなり早い到来と言わざるをえない。『託宣集』独自の年紀を時系列を創出する記号と見なすと先に述べたのは、このような事例の存在を念頭に置いてのことである。

それはさておき、ここで重要なのは、天平神護2年が「末」であるなら、史料1が伝える八幡神の出家・受戒、あるいはその後起こったすべての事態が「末」の世の出来事になる点である。もちろん、モンゴル襲来もそこに含まれる。モンゴル軍に対峙した八幡神が乗り越えていたのは、自身が出家・受戒した身であるという事情だけではなかった。時間の経過とともに劣化した人間が、相応の敬意を自らに払うことを期待できないという

事情をもものともせず、国を護るために〈殺すこと〉を選んでいたのである。〈八幡神が殺すこと〉の特別さは、さらに際立つことになる。

このことが重要だと言うのは、モンゴル襲来を「末」の世の出来事と位置づける筋書きが『託宣集』だけのものではないからである。類似する筋書きの存在は、『託宣集』で展開された異国降伏の歴史物語の終着点が、モンゴル襲来への関与を窺わせる「註進状」であるべきという本稿の主張の正しさを裏づけてくれるであろう。

鎌倉時代の末頃に石清水八幡宮で編まれたとされる『八幡愚童訓』<sup>(29)</sup>は、『託宣集』の分析に際して頻繁に引き合いに出される。ほぼ同じ時代に、同じ八幡神を祀る神社で、という条件が揃っているのだから当然と言えば当然である。奇しくもその『八幡愚童訓』でも異国降伏の歴史物語が展開されており、そこでのモンゴル襲来もまた末法の世に発生した事件であった。

『八幡愚童訓』の物語は、「三千世界」の分裂から始まる。大小様々な国がそれぞれ独自に王を擁する世界の誕生である。そのような世界で、日本は新羅・百済・高麗の侵攻に何度か晒されてきたものの、他国に服属することはなかった。「三千余座ノ神祇、百王守護ノ権扉ヲ並べ」る「神国」にして「大小乗ノ仏法、衆生与楽ノ教跡ヲ伝」える「仏家」だから。理由はそう説明されている。

導入に続いて、異国降伏の歴史の振り返りが始まる。天皇の代ごとに説明する形式は、『託宣集』巻16と共通している。とりわけ詳細に説明されるのが、仲哀天皇・神功皇后夫妻の時代である。背景には、皇后の朝鮮半島侵攻の顛末が『日本書紀』に記録される有名な逸話であることと、八幡神が夫妻の間に生まれた子という設定になっていることがあるのであろう。八幡神の生い立ちへと展開した物語は、その後転換点を迎える。

上代ハ仏神ノ奇瑞新ニシテ、異国ノ凶徒退散速也キ、世及<sub>レ</sub>澆季<sub>ニ</sub>政不<sub>レ</sub>簾正<sub>ニ</sub>シテ、不<sub>レ</sub>預<sub>レ</sub>仏陀冥睠<sub>ニ</sub>漏<sub>レ</sub>神明擁護<sub>ニ</sub>時、異賊襲来センニ、日本纔ノ小国也、討取<sub>ン</sub>事不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>廻<sub>レ</sub>踵、天平勝宝七年ノ御託宣ニ、「若

吾氏人乃中仁一人毛有愁歎一<sub>波</sub>、社去<sub>於</sub>虚空尔住<sub>志</sub>、天下<sub>尔</sub>起<sub>二</sub>種々<sub>一</sub>災<sub>一</sub>幸」  
ト在ル、当時ノ氏人抱<sub>二</sub>道理<sub>一</sub>溺<sub>二</sub>悲涙<sub>一</sub>、神事衰へ廢テ崇敬無<sub>レ</sub>誠、大  
菩薩社ヲ去リ災ヲ示給ニヤ、天変地夭、風雨水旱、疫癘兵革、横死頓  
病打続、国土不穩、人民雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>絶事<sub>一</sub>、政ヲ以テ蝗虫ヲ駢<sub>二</sub>謀<sub>一</sub>ヲ忘レ、  
天ハ徳ニ不<sub>レ</sub>勝様ニ背ケバ、蒙古、折ヲ得テ牒使牒状ヲ奉ル、

神仏の擁護が行き届かない「澆季」、末法の世を迎えるのである。モンゴルからの使者の到来が、このいわば新時代の最初の異国絡みの事件とされていることが分かる。

引用部から読み取れるのは、八幡神がまさにその「澆季」ゆえに日本を見放し、結果としてモンゴルを呼び込む形になったということである。しかし、石清水八幡宮で編まれたこの物語の主眼は、もちろんそれを言うことにはない。これは、八幡神がモンゴル軍を撃退した物語である。そう考えると、「澆季」であることは、八幡神の関与のありがたみを増幅させるための設定と見ることができる。ちょうど『託宣集』において「末」の世であることが〈八幡神が殺すこと〉の特別さを際立たせていたように。

その「澆季」到来を実感させる事態は、文永10(1273)年8月の放生会の際に神殿で発生した怪異がきっかけとなって明るみになる。怪異の原因を究明する軒廊御卜が指摘したのは「神事違例不浄」、すなわち神事が規定どおりに遂行されていないこと、神ないし神事に穢がもたらされたことの2点であった。神に対する敬意を明らかに欠くこれらの行いが「澆季」ならではのそれとされるわけである。史料11に目を転じると、そこには「衾宜社女<sub>加</sub>志和佐<sub>乃</sub>穢<sub>尔</sub>依<sub>二</sub>」とあるから、末法の世を象徴する事態の中身も『託宣集』との共通点と言える。

『八幡愚童訓』の八幡神は、これら2つの無礼に対する怒りを怪異、そしてモンゴル軍の襲来という形で表した。その後、当のモンゴル軍を撃退する。襲来の衝撃が色濃く残る時期に編まれたこの書が、自らが祀る神の撃退への貢献を主張する意義について多言は要すまい。一方、それが自らへの無礼を乗り越えた末の功績であることを示唆する意義は見えづらい。

しかし、この主張の仕方は、鎌倉幕府が主導した戦後処理としての神領興行の趣旨に沿っていたのである。幕府は、神祇式など過去の法規が定める神との適切な接し方を熟知する神社の手にすべての神領の管理を帰し、神との理想の関係を再構築することを狙っていた<sup>(30)</sup>。『八幡愚童訓』は、襲来を招いた原因を示唆することで、さらなる襲来への恐れも追い風に、この政策の適用を暗に促していると見ることができる。

一見、間接的で控えめな表現に終始する『託宣集』に、そこまでの戦略があったと言い切るのは難しい。しかし、神々は、間違いなくこの戦争における八幡神の貢献を示唆することを企図し、その効果を最大化するべく〈八幡神が殺すこと〉の価値を幾重にも高める筋書きを用意した。藺田氏がそうしたように、編纂が断続的に実施されていた神領興行と時を同じくする事実は意識せざるをえない。

## おわりに

村田氏は『託宣集』の位置づけを試みるに際して、モンゴル襲来に関する記述を欠くという理解を前提とした。この理解が正しくないことは、すでに明らかになったと考える。しかし、現場での活躍を直截に伝える記述がないのは確かであり、それを春日社発給の「註進状」で代替した意図は解明する必要がある。その際、『託宣集』が客観情報の集積体の体裁をとっていることを忘れるべきではあるまい。自らの言葉は、それが他社の神のものであったとしても、神慮に沿えるためにあるという姿勢を神々は貫こうとしていたのではないか。これが、今のところの見通しである。

## 註

- (1) 以下、『託宣集』にまつわる基本情報ならびに史料引用は、特に断らない限り、重松明久校注・訓訳『八幡宇佐宮御託宣集 付八幡大菩薩本末因位御縁起・宇佐大神宮縁起』（現代思潮新社、1986年）による。

- (2) 『託宣集』巻3の序文。
- (3) 『同上』巻3の序文と巻16の跋文。
- (4) 『続日本紀』天平9(737)年4月乙巳朔条。
- (5) 『同上』天平勝宝元(749)年11月己酉条など。
- (6) 『同上』神護景雲3(769)年9月己丑条。
- (7) 代表的な業績として、たとえば、西郷信綱「八幡神の発生」(同『神話と国家 古代論集』平凡社, 1974年所収), 中野幡能『八幡信仰史の研究(増補版)上巻』(吉川弘文館, 1975年), 達日出典『八幡宮寺成立史の研究』(続群書類従完成会, 2003年), 飯沼賢司『八幡神とはなにか』(角川書店, 2014年)を挙げておく。
- (8) 藺田香融「託宣集の成立 思想史的試論」(同『平安仏教の研究』法蔵館, 1981年所収)。以下、氏の見解はすべて本論文による。
- (9) 前掲註(1)重松書「解題」, 新聞水緒「八幡宇佐宮御託宣集」(同『神仏説話と説話集の研究』清文堂, 2008年所収)など。
- (10) 桜井好朗「八幡縁起の展開 『八幡宇佐宮御託宣集』を読む」・「宇佐放生会について 『八幡宇佐宮御託宣集』再読」(ともに、同『中世日本文化の形成 神話と歴史叙述』東京大学出版会, 1981年所収)。以下、氏の見解はすべて前者による。
- (11) 村田真一『宇佐八幡神話言説の研究 『八幡宇佐宮御託宣集』を読む』法蔵館, 2016年)。以下、氏の見解はすべて本書による。
- (12) 川添昭二「蒙古襲来と中世文芸」(同『中世文芸の地方史』平凡社, 1982年所収)。
- (13) 前掲註(9)新聞論文。
- (14) 前掲註(8)藺田論文, 前掲註(1)重松書「解題」, 前掲註(9)新聞論文, 前掲註(11)村田書。
- (15) 『託宣集』巻10「大尾社部<sub>下</sub>」より。
- (16) 以下、引用史料中の括弧はすべて引用者による。
- (17) 『託宣集』巻7「小倉山社部<sub>下</sub>」には、同様の託宣が神護景雲元(767)年にもあったと記されている。

- (18) 『続日本紀』天平2（730）年9月庚辰条。
- (19) 『同上』天平13（741）年2月戊午条。
- (20) 『日本霊異記』上巻「偷用子物作牛役之示異表縁第十」など。
- (21) 『続日本紀』天平9年8月癸卯条。ほかに、天平14（742）年3月乙巳条、天平15（743）年正月癸丑条、天平勝宝元年正月丙寅条、宝亀元（770）年7月乙亥条、宝亀6（775）年9月壬寅条など。
- (22) 『同上』養老4年2月壬子条。
- (23) 『同上』養老4年3月丙辰条。
- (24) 『同上』養老5年7月壬子条。
- (25) 『同上』養老5年7月庚午条。
- (26) ほかに、『同上』天平4（732）年7月丙午条・天平9年5月壬辰条など。
- (27) 『同上』天平勝宝7（755）年10月丙午条。
- (28) 『託宣集』巻7「小倉山社部<sub>F</sub>」所載の天平神護2年6月22日付託宣による。
- (29) 以下、『八幡愚童訓』にまつわる基本情報ならびに史料引用は、荻原龍夫校注「八幡愚童訓 甲」（桜井徳太郎ほか編『日本思想大系 20 寺社縁起』岩波書店、1975年所収）による。
- (30) 詳細は、拙稿「日本中世における徳政観の転換 権利放棄の強制は、なぜ「徳」政なのか」（『歴史』140輯、2023年所収）を参照。